

令和5年度上半期 財政事情の公表

愛媛県後期高齢者医療広域連合

1 財政の動向及び財政方針

今回の財政事情の公表では、令和5年度上半期（令和5年4月1日～令和5年9月30日）における予算の執行の概況や財産の状況等についてお知らせします。

令和5年度上半期は、団塊の世代が75歳を迎えていることから、被保険者数が前年9月末と比較して2.80%上昇し、保険給付費の支出額も4.24%上昇しています。今後も、被保険者数が大きく増加する状況が続くことが見込まれますが、令和4年10月からは、窓口負担の2割負担制度が施行されているため、その影響も注視していく必要があります。

このような状況下、当広域連合では、財政における支出と収入のバランスを保ち、引き続き被保険者が安心して適切な医療を受けることができるよう、安定的な事業運営及び健全な財政運営に努めてまいります。

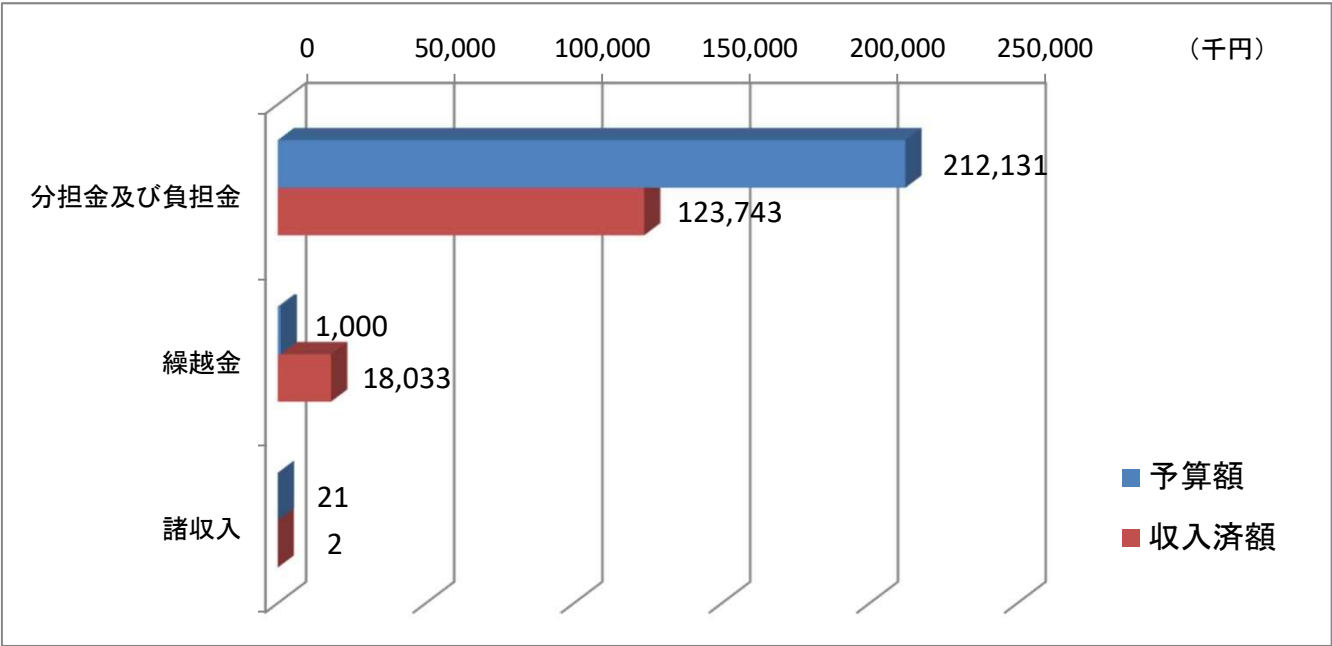
2 歳入歳出予算の執行の概況

令和5年度上半期（令和5年4月1日～令和5年9月30日）における一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入予算の収入状況及び歳出予算の執行状況は、次のとおりです。

【 一 般 会 計 】

（1）歳 入 （単位：円）

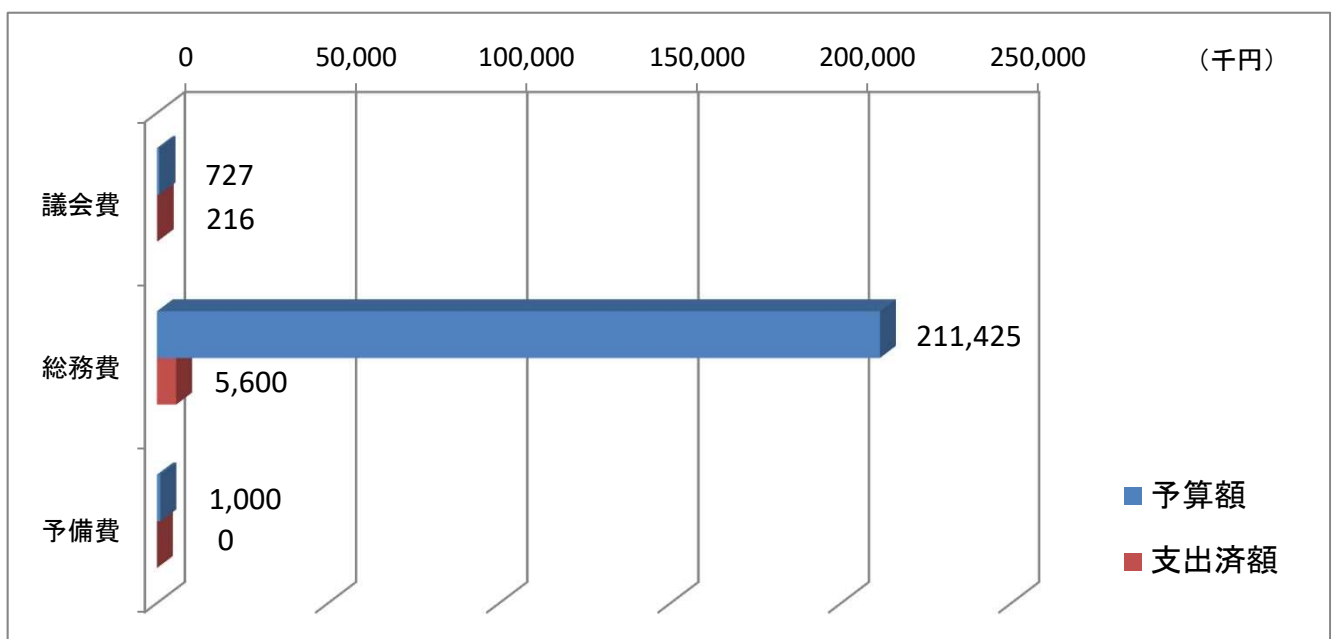
款	予算額 A	収入済額 B	収入比率 B／A	説 明
1 分担金及び負担金	212,131,000	123,743,085	58.3%	市町事務費負担金
2 繰越金	1,000,000	18,032,607	1803.3%	前年度繰越金
3 諸収入	21,000	1,880	9.0%	
合 計	213,152,000	141,777,572	66.5%	



(2) 歳 出

(単位：円)

款	予算額 A	支出済額 B	執行率 B/A	説 明
1 議 会 費	727,000	216,082	29.7%	臨時会開催経費
2 総 務 費	211,425,000	5,600,281	2.6%	広域連合の組織運営に要する経費
3 予 備 費	1,000,000	0	0.0%	—
合 計	213,152,000	5,816,363	2.7%	

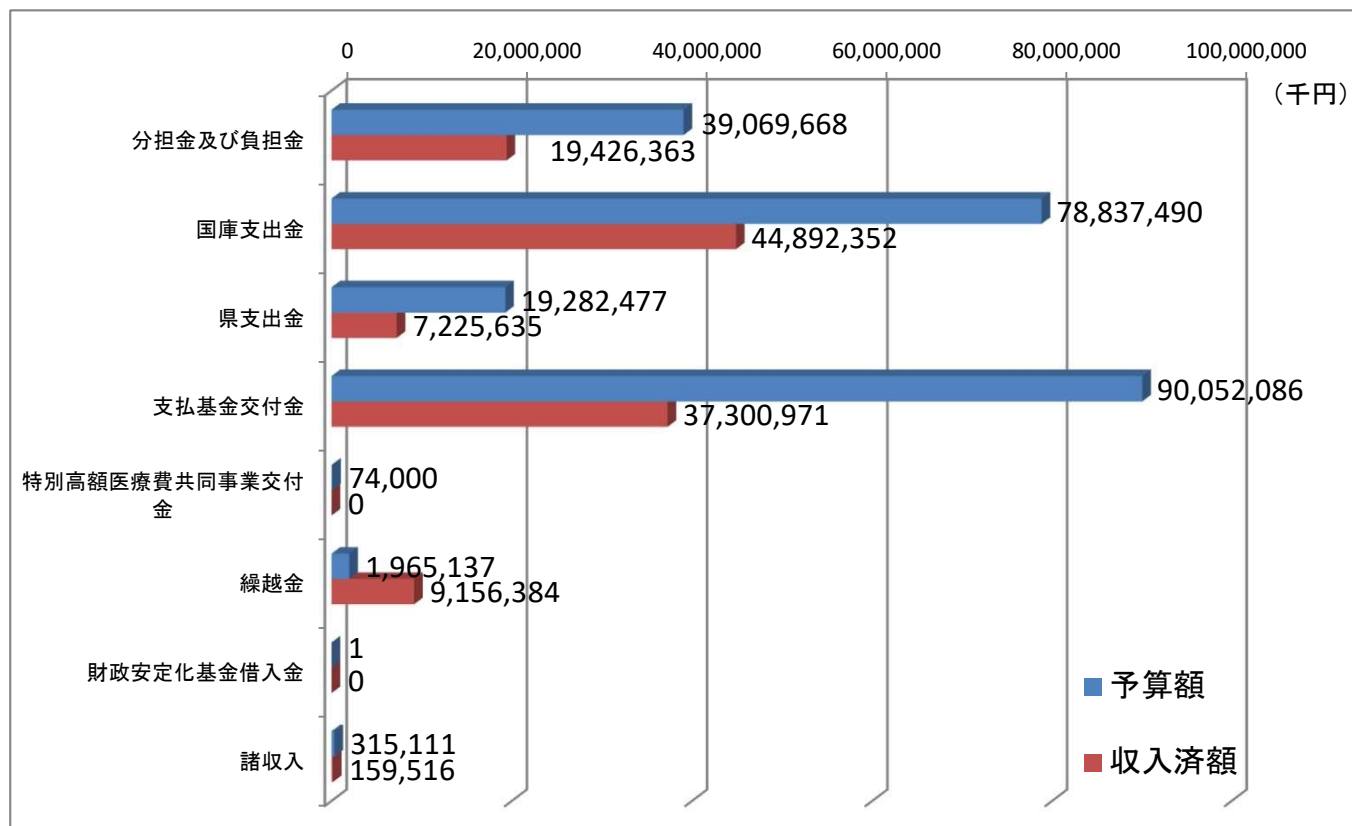


【 後期高齢者医療特別会計 】

(1) 歳 入

(単位：円)

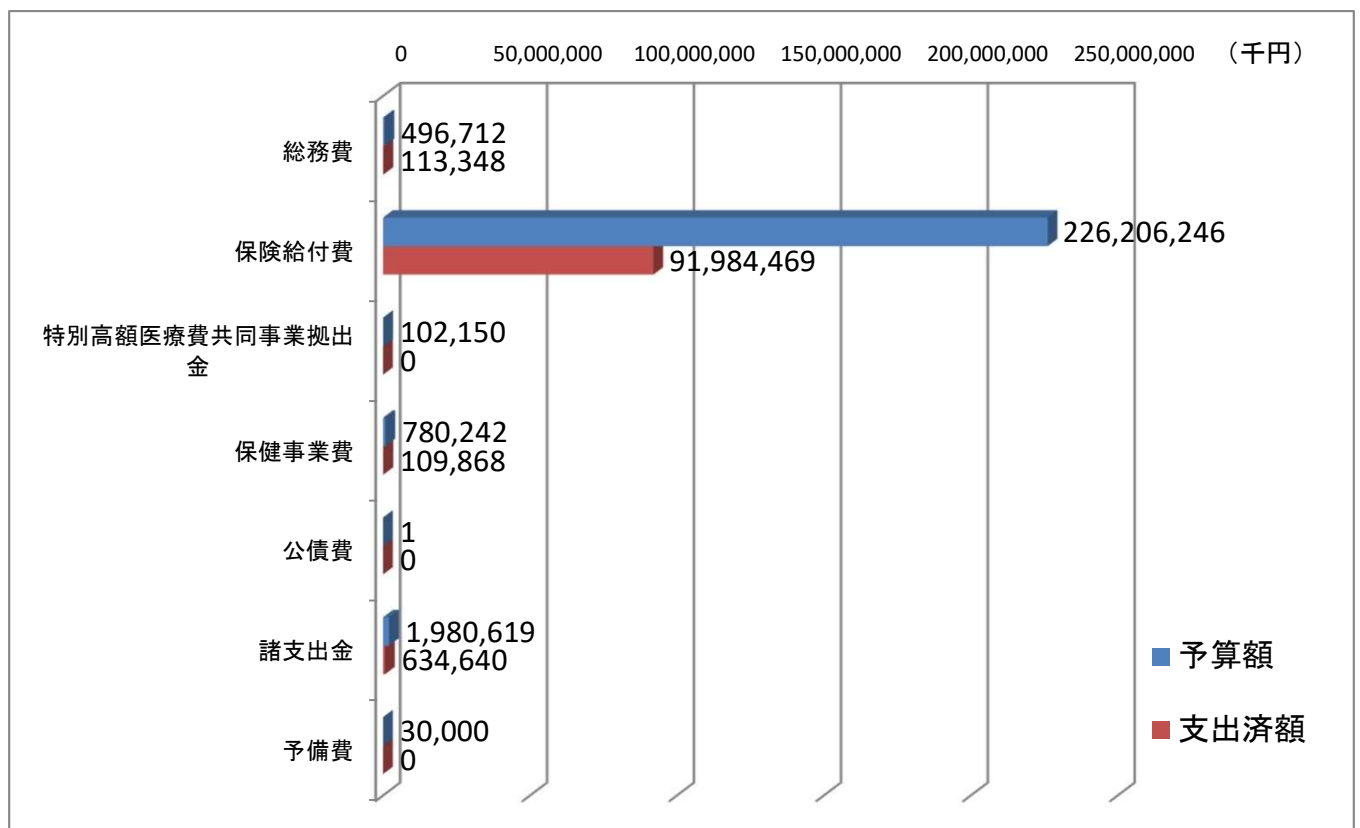
款	予算額 A	収入済額 B	収入比率 B / A	説 明
1 分担金及び負担金	39,069,668,000	19,426,363,172	49.7%	市町負担金
2 国庫支出金	78,837,490,000	44,892,352,000	56.9%	療養給付費国庫負担金 外
3 県支出金	19,282,477,000	7,225,634,848	37.5%	療養給付費県負担金 外
4 支払基金交付金	90,052,086,000	37,300,971,000	41.4%	後期高齢者支援金
5 特別高額医療費共同事業交付金	74,000,000	0	0.0%	—
6 繰越金	1,965,137,000	9,156,383,724	465.9%	前年度繰越金
7 財政安定化基金借入金	1,000	0	0.0%	—
8 諸収入	315,111,000	159,516,300	50.6%	第三者納付金 外
合 計	229,595,970,000	118,161,221,044	51.5%	



(2) 歳 出

(単位：円)

款	予算額 A	支出済額 B	執行率 B/A	説 明
1 総 務 費	496,712,000	113,348,497	22.8%	特別会計事務費
2 保険給付費	226,206,246,000	91,984,468,670	40.7%	療養給付費負担金 外
3 特別高額医療費 共同事業拠出金	102,150,000	0	0.0%	特別高額医療費共同事業 拠出金
4 保健事業費	780,242,000	109,867,971	14.1%	健康診査委託料 外
5 公 債 費	1,000	0	0.0%	
6 諸支出金	1,980,619,000	634,639,774	32.0%	療養給付費負担金等償還 金 外
7 予 備 費	30,000,000	0	0.0%	
合 計	229,595,970,000	92,842,324,912	40.4%	



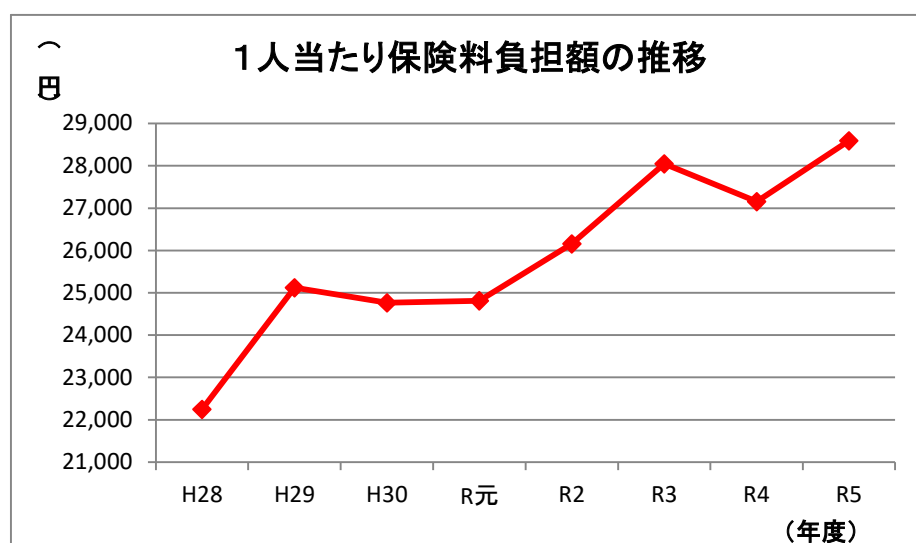
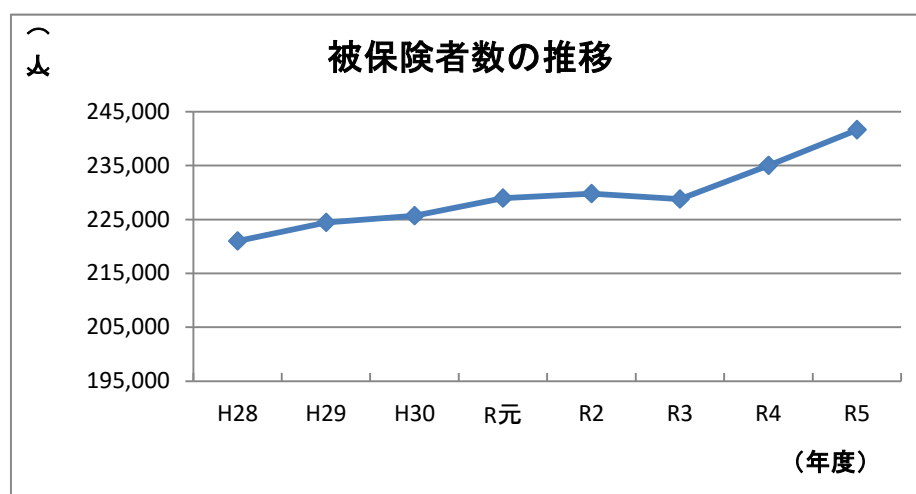
3 住民(被保険者)の負担の概況

(1) 住民(被保険者)1人当たりの保険料負担額

令和5年9月30日現在の住民の負担状況は、次のとおりです。

被保険者数	保険料収入額	1人当たり保険料負担額
241,637 人	6,908,053,367 円	28,589 円

＜被保険者数及び保険料負担額の推移＞（各年9月30日現在）



※ 1人当たり保険料負担額は、保険料収入額÷被保険者数により求められ、毎年度の保険料収入額の動向により、1人当たり保険料負担額も増減します。

4 財産及び一時借入金の現在高

(1) 財産の現在高

令和5年9月30日現在の財産の現在高は、次のとおりです。

区 分	現 在 高
公 有 財 産	な し
物品（重要物品）	4 件
債 権	な し

(2) 一時借入金の現在高

令和5年9月30日現在で、一時借入金の借り入れはありません。